

令和6年3月臨時会 資料

長浜市教育委員会

令和6年3月長浜市教育委員会臨時会議事日程

令和6年3月4日（月） 午前10時00分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 議案審議

議案第5号 臨時代理の承認について（長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

議案第6号 長浜市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長及び教頭の任免の内申について

日程第3 その他

3. 閉 会

令和6年3月教育委員会定例会開催日程 3月26日（火） 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：文化スポーツ課

議案番号：第5号

件 名：臨時代理の承認について（長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第1 制定・改廃理由

長浜市立学校体育館施設等の貸出について、利用者の利便性向上と学校教職員の事務負担軽減のため、長浜市学校体育施設予約システムを令和6年3月1日から新たに稼働するにあたり、利用負担金に関する規定の一部改正を行うもの。

第2 要点

長浜市学校体育施設予約システムの稼働等施設維持管理経費増に伴い、利用負担金を次のとおり改正する。

○変更後

区分	利用単位	負担金
体育館	1面 1時間まで	<u>500円</u>
	1面 1時間を超える時間	上記に加え、 1時間につき 200円
柔剣道場	1時間まで	<u>400円</u>
	1時間を超える時間	上記に加え、 1時間につき 100円

○変更前

区分	単位	負担金
体育館	1面 1時間	<u>200円</u>
柔剣道場	1時間	<u>100円</u>

第3 施行期日

令和6年3月1日

臨時代理の承認について（長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年3月4日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

記

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和6年3月1日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	利用単位	負担金
体育館	1面 1時間まで	500円
	1面 1時間を超える時間	上記金額に加え、1時間につき200円
柔剣道場	1時間まで	400円
	1時間を超える時間	上記金額に加え、1時間につき100円

備考

- 1 1面とは、バレーボールコート1面相当をいう。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間とする。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正

新旧対照表

新			旧		
別表 (第11条関係)			別表 (第11条関係)		
区分	利用単位	負担金	区分	単位	負担金
体育館	1面 1時間まで	500円	体育館	1面 1時間	200円
	1面 1時間を超える時間	上記に加え、1時間につき 200円	柔剣道場	1時間	100円
柔剣道場	1時間まで	400円	備考		
	1時間を超える時間	上記に加え、1時間につき 100円	1 1面とは、バレーボールコート1面相当をいう。 2 1時間に満たない時間は、1時間とする。		
備考					
1 1面とは、バレーボールコート1面相当をいう。 2 1時間に満たない時間は、1時間とする。					

長浜市立学校体育施設の開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、長浜市立学校の体育館、柔剣道場及び運動場（以下「体育施設」という。）を学校教育に支障のない限り、地域住民に開放することに関して必要な事項を定め、広く市民にスポーツレクリエーション活動を実践できる場を提供し、もって市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(開放事業)

第2条 教育委員会は、体育施設をスポーツの場として開放する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「開放校」という。）を指定し、当該開放校の体育施設を主として地域住民に開放するもの（以下「開放事業」という。）とする。

2 開放事業は、教育委員会の責任において実施し、開放事業中の開放校の体育施設並びにこれらの設備及び備品（以下「設備等」という。）は、教育委員会が管理する。

3 開放校の校長は、当該開放事業に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(利用の対象)

第3条 開放校の体育施設を利用することができるものは、次に掲げる団体で、教育委員会に届出をしその許可を受けている団体（以下「登録団体」という。）とする。

(1) 長浜市内に在住する者が10名以上で構成する団体で、該当団体に原則として開放校の学区内に在住する監督者等責任者（成人に限る。）がいるもの

(2) その他教育委員会が適当と認めた団体

(利用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党又は公選による公職の立候補を支持するための利用その他の政治活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反するための利用その他宗教活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とする利用

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他教育委員会が不適當と認める利用

(管理運営)

第5条 開放校ごとに開放する体育施設の管理運営については、登録団体での自主管理を旨とする。

2 登録団体の利用責任者は、開放時における体育施設及び設備等の管理並びに利用者の危険防止に当たるものとする。

3 教育委員会は、体育施設の開放を円滑に行うため、運営委員会を設置することができる。

4 運営委員会についての必要な事項は、別に定める。

(開放日時)

第6条 体育施設の開放日時は、開放校の校長の意見を聴いて運営委員会が定める。ただし、運営委員会を設置しない場合は、教育委員会が定める。

(利用手続)

第7条 体育施設を利用しようとする登録団体は、利用日の少なくとも7日以前までに所定の申込書を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 利用の許可は、教育長が行う。ただし、登録団体に対し、1日を超えない範囲で体育施設を利用させるときは、学校長が許可することができる。

(取消し又は中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずる。

(1) この規則の規定に違反する場合

(2) 学校関係者及び行政担当者の指示に従わない場合

(3) その他教育委員会が不適當と認めた場合

- 2 前項に規定する場合のほか、教育長は、公用又は公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。
- 3 利用の許可後、自然災害や学校教育活動等で支障が生じた場合は、利用の許可を取り消すことができる。
- 4 第2項及び前項の規定によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその責を負わない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、開放校の体育施設及び設備等を故意又は重大な過失により破損し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会にその旨を届けるとともに、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(利用負担金)

第11条 負担金については別表のとおりとし、利用者が負担しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、負担金を免除することができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の市立学校施設の開放に関する規則（昭和50年長浜市教育委員会規則第4号）、町立小学校及び中学校施設の開放に関する規則（昭和53年浅井町教育委員会規則第1号）又はびわ町立学校体育施設の開放に関する規則（昭和60年びわ町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年2月27日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	利用単位	負担金
体育館	1面 1時間まで	500円
	1面 1時間を超える時間	上記金額に加え、1時間につき200円
柔剣道場	1時間まで	400円
	1時間を超える時間	上記金額に加え、1時間につき100円

備考

- 1 1面とは、バレーボールコート1面相当をいう。
- 2 1時間に満たない時間は、1時間とする。

長浜市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長及び教頭の任免の内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定に基づき、滋賀県教育委員会に長浜市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長及び教頭の任免の内申をすることについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳